

知らないと言っ
かしい節税法

相続対策編

平成27年1月1日~
相続税改正って?

知るか
おれん
じい



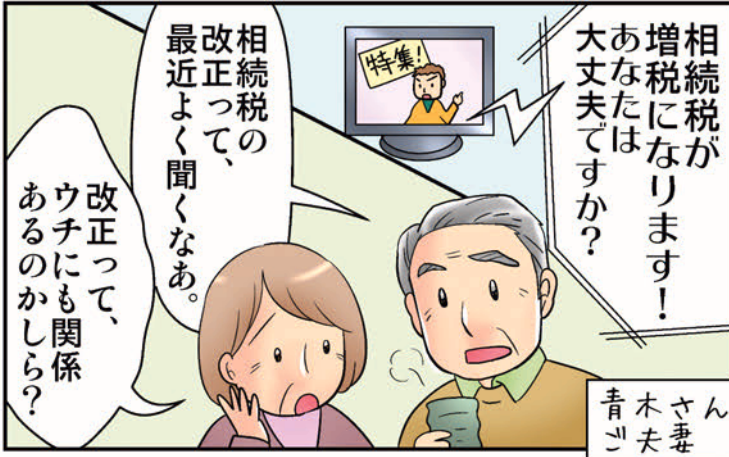
朗 孝 波 難
所 長 事 務 所 事 務 員

相続税が
増税になります!
あなたは
大丈夫ですか?

さん 木 妻
ご 夫 青

相続税の
改正って、
最近よく聞くなあ。

改正って、
ウチにも関係
あるのかしら?



相続税って
お金持ちしか
関係ないの
よね?

でも、控除額が
減ること、
ウチも関係
あるのか?

もや もや

そうみたい...
できるだけ、
子どもに
財産は残して
あげたいけど...

子どもたちに
迷惑は
かけたくないなあ。

相続税、
かかるとしたら
いくらのなの?



ご安心を!

ポワッワン!

大きな改正は2つ!
増税面は

- ①基礎控除額の4割減
- ②相続税率の引上げ

減税面は
小規模宅地の
適用面積の拡大。

これからは、
賢く計画的に
相続税を節税し、



財産を守りながら
相続する時代!



とりあえず、
いちど相続税を
試算してみませんか。

同時に
相続対策も
ご提案
致します。

よし...一度
お願いしてみよう!

これでうちも
一安心だ。

後日
試算結果
対策案
今夜から
ゆっくり
寝られるわ。

備えあれば憂いなし!

「なんでも屋の
なんちゃんに
お任せください!

お茶とお菓子を
用意して
お待ちしております
おられます♪



詳しくは裏面へ

平成27年1月1日

相続税大改正!



難波孝朗
事務所 所長

増税面

1 基礎控除額の4割減

現在は100人に4人が相続税申告対象者ですが、
改正後は100人に7人が相続税申告対象者と予想されます。

平成26年迄の現行制度	
定額控除	5,000万円
法定相続人比例控除	1,000万円×法定相続人



平成27年分以後に適用開始	
定額控除	3,000万円
法定相続人比例控除	600万円×法定相続人

2 相続税率の引き上げ

現行の相続税率構造に加えて**各自の取得金額6億円超**について
新たに55%の税率が設けられます。

平成26年迄の現行制度			平成27年分以後に適用開始		
各自の取得金額	税率	控除額	各自の取得金額	税率	控除額
1億円超～3億円	40%	1,700万円	1億円超～2億円	40%	1,700万円
			2億円超～3億円	45%	2,700万円
3億円超～	50%	4,700万円	3億円超～6億円	50%	4,200万円
			6億円超～	55%	7,200万円

減税面

小規模宅地の適用面積の拡大

居住用宅地は平成27年1月1日以後の
相続から適用となります。

事業用宅地は現行通りで変更はございません。

居住用宅地 (住むための家の土地)	平成26年12月31日迄に 相続開始の場合	平成27年1月1日以後に 相続開始の場合
特定居住用宅地の 適用対象面積	240㎡までは80% 評価を減額します	330㎡までは80% 評価を減額します

事業用宅地 (事業のための土地)	平成26年12月31日迄に 相続開始の場合	平成27年1月1日以後に 相続開始の場合
特定事業用宅地の 適用対象面積		400㎡

↑上記を両方とも適用できるようになります。↑

難波孝朗 税理士・行政書士・社会保険労務士事務所 [直通電話] 090-1675-6304

大阪府三島郡島本町水無瀬1丁目5番9号(司法書士事務所のすぐとなりです!)

✉ t-namba@sirius.ocn.ne.jp

TEL.075-961-0812 FAX.075-961-0818 ☎ http://namba-one.com/

お気軽に
ご相談
ください